べる機会を与えられていないのです。ですから公判 前整理手続きに被害者も参加させてほしいというこ とです。

もう一つ問題があります。被害者は証人に対して 質問ができますが、今の制度では限定的です。犯行 を目撃した第三者、目撃証人に対して被害者は質 問ができないのです。真相を知りたいというのが被 害者遺族の一番の気持ちです。にもかかわらず真相 を知る手段で一番の客観性のある目撃者から事実を 聞くことができないのです。ですから証人に対して も犯罪事実について質問させてほしいというのが 2 番目です。

そういったことを、法務省主催の被害者参加制度 3年後見直しの意見交換会で議論しています。犯罪 被害支援弁護士フォーラムは、この3年間に被害 者と共にこの制度を利用して、ここが問題点だとい う提言集をまとめました。意見交換会ではこの提言 集に基づいて30の論点について議論しています。 あすの会、犯罪被害者支援弁護士フォーラムは、拡 充のための運動を展開していきたいと思っておりま すのでどうぞ皆様のご協力をお願いいたします。

7.全国犯罪被害者の会(あすの会)会務報告 平成25年1月~平成26年1月

平成25年1月から活動して参りました1年間の活動を昨年の大会決議に則りご報告いたします。

第1決議の死刑制度の存置ですが、昨年1月「凶悪犯罪被害者の叫び」と題した大会を開いたのに続き、9月には西日本地区で開催しました。その後に裁判員裁判による死刑判決が高裁で覆されることが続き、今日、3度目の死刑についての討論会の開催となりました。司法世界、世間の人に「被害者を生き返らせることができないのだから、加害者の命で償ってもらいたい」という被害者遺族の切実な気持ちを理解していただきたいからです。谷垣法務大臣が8人の死刑執行をされたのは、ご理解いただけたものと思っております。

第2決議の新たな被害補償制度の創設ですが、内閣府の「犯罪被害者給付制度の拡充及び新たな経済補償制度の創設に関する検討会」で、犯罪被害者補償制度案要綱を説明しました。深く議論されず、現状の犯給法についての議論に終始したことは残念であります。今後は自民党の司法制度調査会の下に組織されたプロジェクトチーム犯罪被害者担当部会に期待をかけたいと思います。

第3決議の裁判員裁判における量刑判断の在り方ですが、犯罪被害者の尊厳に充分配慮すべきであり、過去の量刑の基準に引きずられることなく市民感覚に基づく量刑を下すべきです。裁判員裁判の死刑判決が高裁で無期に減刑される事象があり、引き続き市民感覚、被害者感情を尊重すべきであることを訴える必要があります。

第4決議の被害者参加制度に関しては、全国の犯罪被害者支援弁護士(VSフォーラム)が、昨年8月に刑事裁判に被害者が参加して裁判がどう変わったかについてシンポジウムを開催し、改善点などの提言をされました。法務省では被害者参加制度について、関係部署団体との意見交換会を開き、髙橋正人副代表が参加し、改善点が検討されております。

その他、未解決事件の情報提供依頼のビラ配布、各 方面で講演等の啓蒙活動、法律相談等の活動を行っ て参りました。

最後に、昨年7月、あすの会発起人の宮園誠也氏 が、幹事を辞任されたことをご報告いたします。

《今後の活動方針》

今後の運動は、これから上程される決議案の実現に 努めるほか、従来行ってきた活動の継続に努めます。